

## 令和7年度京田辺市障害者基本計画等策定委員会（第1回）議事録【要旨】

\*第4期京田辺市障害者基本計画・第7期京田辺市障害福祉計画・第3期京田辺市障害児福祉計画の令和6年度実績報告について

### ○質問・意見

【委 員】資料2-1の基本方針Ⅲの「多様な就労機会の確保」について、「京田辺クロスパークの公園内での障がい者の雇用や実習、就労支援事業所の施設外就労を開始した」とあるが、具体的な雇用状態と就労内容を教えてほしい。

また、「就労支援の仕組み作りに向けた取組を実施する」とあるが、今後どのような取組を想定されているのか。

資料2-2 P16の「意思疎通支援事業の充実」について、障がい福祉課と関係団体で年2回程度定期的に手話言語条例の学習会を行ってきたので加えていただきたい。

(事務局) 現在、京田辺クロスパークでは施設外就労と公園指定管理企業のグループ会社で一般就労として雇用され、働いている方がいる。施設外就労では草刈りやトイレ・管理棟の掃除、路地の管理、一般就労ではビニールハウスでの砂栽培や体験をされる方のアテンド等が業務内容である。

今後は自立に向けて、ステップアップをされる方の支援や、なかなか就労につながらない方の掘り起こし、企業開拓・実習の場として京田辺クロスパークを利用いただくなど、一人一人の特性に合わせた伴走型支援の取組を進めたい。

手話言語条例の学習会について、6月に手話施策推進法が施行され、市としても重要なことであると認識している。どういった形で加えると良いのか、一緒に検討させていただきたい。

【委 員】資料3-2の「(2) 日中活動系サービス『就労選択支援』の令和7年度の計画値が「1」、令和8年度が「0」となっている。市内で実施する事業所はなかったと思うが、計画値が「1」から「0」に減っているのはなぜか。

(事務局)『就労選択支援』は今年10月から始まったサービスで、この計画値を出した段階では具体的なことが全くわからなかった。重要なサービスではあるため、提供される事業所が増え、利用者も増えていくことを期待している。

【委 員】資料2-2のP10基本方針Ⅲ「ライフステージに応じた環境づくり」の「1. 保育・教育における支援体制の充実」の中の「一貫した支援システムの構築」について、府の子育て支援センターの予約がいっぱいですでに発達検査を受けられないため、今年から教育支援センター「アイリス」でも発達検査ができるようになったが、府にもっと働きかけてほしい。

また、小学校入学後、発達に関する相談先が分からぬ保護者が多い。学校や福祉、保護者との連携が課題だと思う。小学校の段階で進学についてどういった選択をしているのか。小学校から中学校、中学校か

ら高校に進学する時に市役所や先生に相談をされない。公立の小中学校の先生方に対する意識共有や研修を行っていただきたい。それらを踏まえて、計画の策定を進めていただきたい。

【委員】この計画の中で外国人はどのように位置づけられるのか。公立学校の支援学級に通う外国のお子さんの学力に遅れを感じることがあるが、障がいによるものなのか、言葉の壁によるものなのか。保護者は支援学級の意味やお子さんがどこで躓いているのかという説明の意味が分かっておられない。そのあたりのお考えは。

(事務局) 中国の方で、言葉の壁がありお子さんがなかなか学校に馴染めないと  
いう相談に来られたことがある。療育を希望される場合には、言葉の壁  
以外にも課題があるという医師の意見書などがあれば、できるだけ療育  
を使っていただきたい。障がいを併せ持つ方については、計画の中に反  
映できると考える。

【委 員】昨年から父母の会でサロンを開き、会員ではないお母さんたちに呼びかけ、今年は2～3人の方に来ていただいた。検診時に自分の子どもが他の子と何か違うと感じて相談されたが、少し様子を見ましょうと言われたり、保健師から発達相談を受けるかと言われても断る方もいる。発達相談につながらない子どものフォローメンテ体制はないものか。

(事務局) 発達相談につながらない方のフォローの仕組みがあれば、さらに小学校入学後にしんどさを抱える保護者からの相談について子育て支援課と共有していきたい。また、18歳以下の子どもが利用できる障がい児生生活支援センターという委託相談の事業所や悩みを抱える保護者が相談できる場所として「ミモザ」もあり、いろいろな子育てに関する悩みに対する気づきを与えられるような研修も取組として始めているところ。障がい福祉課につながっていれば、情報提供させていただく。ご意見については、地域自立支援協議会や子育て支援課にも共有し、今後のフォローに役立てたい。

【委員】資料2-2のP16基本方針IV「安心して暮らせる社会の実現」の「2. 情報へのつながりやすさの向上」で、情報へのつながりやすさは相談先についてニーズのある方たちが気づける仕組みも含むと思う。実際の施策を見ると、既存の社会資源をどのように必要な方につなげていくのかという視点がここにはなかったと気づいた。次期計画に私たちが当事者意識を持ち、その視点をぜひ盛り込んでいきたい。

【委員長】「理解が進んだ」ことを研修会の受講人数で評価することがよくあるが、本来は参加した方がその後どうなったのかを知りたいので、違う指標を考えたい。数値の増減などは何か重要な変化があったのか、誤差の範囲なのか、ニーズが落ち着いたのか、供給が間に合っていないのか。理由により取るべき対策が違ってくる。今後このような説明の機会には、分かる範囲で聞かせてもらいたい。

【委員】資料3-2のP9の「訪問型児童発達支援」について、計画値が来年、再来年も「1名」となっている。放課後等デイサービスを利用しづらい方の自宅に訪問して発達支援を行うサービスであるが、この計画値を出した理由を教えてほしい。

また、市の主催だけではなく共催等による障害福祉に関する事業もあると思うので、それも実績に入れると京田辺市で実施した事業が見え、評価しやすくなるのではないか。

(事務局) 訪問型児童発達支援の対象者は本当に家から出られない方で、そういった方が1名おられるかもしれないという数字である。

\*第2期京田辺市“生きる”支援計画—京田辺市自殺対策計画—の令和6年度実施報告について

○質問・意見なし

\*第5期京田辺市障害者基本計画・第8期京田辺市障害福祉計画・第4期京田辺市障害児福祉計画の策定概要について

【委員長】来年度は会議の回数が増える。障害福祉計画は具体的なサービス量について、障害者基本計画は理念や方向性などに関する計画である。

\*京田辺市障害者計画等策定のための市民アンケート調査・事業者アンケート調査について

○質問・意見

【委員】手話施策推進法が令和7年6月25日に施行され、国及び地方公共団体は手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務があり、変更する場合には法律の規定を踏まえたものにするとなっている。次期計画にこの内容を含める必要があると思うが、問34や問48に加えられないか。

(コンサル) 追加できるように早急に検討したい。

【委員】障害手帳保持者2,000人の中に外国人はいないのか。外国人も市民であるため、多い国籍に対しては、時間的に厳しいと思うがQRコードに翻訳したものをするなど対応するべきではないか。

(事務局) 対象者は住民基本台帳からの無作為抽出であるため、外国人の方が入ってこられる可能性はある。ただQRコードに翻訳を付けるのは、短時間では難しい。

【委員】Google翻訳で試してみたが、タイ語やトルコ語など翻訳できた。案内を表紙に付けてはどうか。その案内が正しいのかどうか検証はできていないが。

(コンサル) 対応は難しい。

【委員】スマホのカメラで読み取り、翻訳ソフトなどを使うと答えやすいという文言は入れられないか。

(コンサル) 可能である。

【委員長】その文言を日本語にするのかなど検討が必要である。

【委 員】文科省はインクルーシブ教育について、障がいのある方だけではなく、外国人も含め多様な人たちが一つの集団で学ぶという概念としている。共生のまちの中に外国人が入らない調査になってしまう。

【委 員】市民アンケートをしてみたところ、45分かかりしんどかった。第1印象は分量が多かったということ。良かったのは、問38と問39に「9あなたの幸福度について」が追加され、おもしろいと思った。

知的障がいの方が答えることを想像しながら回答したが、問4の障害者手帳について、「2 療育手帳」のところに「2 療育手帳（知的障害）」にするとわかりやすいのではないか。問5・問6・問7で、「受けている」「受けていない」、「ある」「ない」と否定する項目の言葉がバラバラなので、「ない」または「いいえ」で統一してはどうか。その他、感じたことを書いたメモを渡すので確認してほしい。

【委 員】「障害」の「害」の表記はどのように統一されているか。

（事務局）人を指す時には「障害」の「害」は平仮名に、その他の固有名詞は「障害」と漢字で表記している。